

実質化された人・農地プラン(岩松集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大田市	鈴田地区 (岩松集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	8.4	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.3	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.2	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6	ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.4	ha
(備考) ・農地満足度については、34%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、73%の農業者が目途なしである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。</li> <li>・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。</li> <li>・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。</li> <li>・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。</li> <li>・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。</li> <li>・担い手への農地集積が必要。</li> <li>・有害鳥獣被害対策。</li> </ul>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。</p>
<p>集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	3 人	水稲、苺、みかん、野菜	2.6 ha	水稲、苺、みかん、野菜	3 ha	岩松

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組む、捕獲体制の構築等にも取り組む。</p>
<p>(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。</p>

実質化された人・農地プラン(中里集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	鈴田地区 (中里ムレ・立山集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	6.4	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.2	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.3	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.3	ha
(備考) ・農地満足度については、33%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、72%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。</li> <li>・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。</li> <li>・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。</li> <li>・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。</li> <li>・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。</li> <li>・担い手への農地集積が必要。</li> <li>・有害鳥獣被害対策。</li> </ul>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落宮農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	4 人	水稲、たばこ、野菜、苺	2.3 ha	水稲、野菜、苺	2.6 ha	中里

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。
(新規・特産化作物の導入方針) 農産物の高付加価値化、新たな作物の導入により所得向上を図る。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組む、捕獲体制の構築等にも取り組む。
(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

実質化された人・農地プラン(平・大舟尾集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	鈴田地区 (平・大舟尾集落)	令和4年3月22日	

1. 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	10.8	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.0	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.1	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4	ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0	ha
(備考) ・農地満足度については、36%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、64%の農業者が目途なし、わからないである。		

2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。</li> <li>・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。</li> <li>・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。</li> <li>・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。</li> <li>・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。</li> <li>・担い手への農地集積が必要。</li> <li>・有害鳥獣被害対策。</li> </ul>
---

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。</p>
<p>集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	3 人	水稲、苺、みかん	1.1 ha	水稲、苺、みかん	1.1 ha	平

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。</p>
<p>(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。</p>

実質化された人・農地プラン(陰平集落)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	鈴田地区 (陰平・釜川内集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	8.2	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.2	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.2	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5	ha
(備考) ・農地満足度については、45%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、61%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。</li> <li>・中山間地域で各圃場が狭く農業所得が低い。</li> <li>・耕作条件が悪く、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。</li> <li>・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、圃場の条件が悪いので入作するのは難しい。</li> <li>・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。</li> <li>・担い手への農地集積が必要。</li> <li>・有害鳥獣被害対策。</li> </ul>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	6 人	水稲、苺、たばこ 野菜、みかん、ぶどう	3.3 ha	水稲、苺、野菜 みかん、ぶどう	3.8 ha	陰平

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針) 中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。
(農産物の品質向上) みかんのマルチ栽培により品質を向上させブランド率を高める。
(鳥獣被害防止対策の取組方針) 鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組む、捕獲体制の構築等にも取り組む。
(農業生産活動等の継続のための支援体制) 第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合は、協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う。

実質化された人・農地プラン(陰平地域を守る会)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大村市	鈴田地区 (陰平集落)	令和4年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内集落の耕地面積	29.9	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.9	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.4	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.6	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6	ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7	ha
(備考) ・農地満足度については、59%の農業者が満足している。 ・後継者の有無については、74%の農業者が目途なし、わからないである。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落の高齢化が進んでおり担い手の確保が必要。</li> <li>・中山間地域で基盤整備ができていない農地もあるが、圃場が狭い農地もあり農業所得が低い。</li> <li>・法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。</li> <li>・地区として新規就農者を呼び込むことも考えているが、条件の悪い圃場もあるので入作するのは難しい。</li> <li>・中山間地域であるので平地と比べ生産条件が厳しく、結果作物が作られないと農地が荒廃するという悪循環が生まれる。</li> <li>・担い手への農地集積が必要。</li> <li>・有害鳥獣被害対策。</li> </ul>
---

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地については、中間管理事業を活用し集積を図る。
集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
今後中心経営体を含め農業者の高齢化による耕作放棄地の発生を防ぐため、新たな中心経営体としてNPO法人等の呼び込みや集落営農を組織し農地を引き受けてもらうことも検討する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農等	15 人	水稲、みかん 野菜、苺、たばこ ぶどう	13.0 ha	水稲、みかん 野菜、苺、ぶどう	13.7 ha	陰平

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針)</p> <p>中心経営体を含めた集落内の農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず機構を積極的に活用し、経営農地の集積・集約化に取り組む。また、営農が困難になった場合は農地バンクの機能を活用し、農地の一時安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて中心経営体へ貸付を進めていく。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針)</p> <p>鳥獣害対策として、防護柵設置済みの箇所については、下草刈、点検・補修を行い、また、集落でワイヤーメッシュ柵等の設置、棲み分けに取り組み、捕獲体制の構築等にも取り組む。</p>
<p>(農用地の維持管理)</p> <p>国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業が有する多面的機能の維持のため、多面的機能支払交付金を活用し、農用地、水路、農道等の地域資源の安全管理を行う。</p>